

令和3年度 第1回 能登町入札監視委員会 議事概要

| | | |
|----------|---|--|
| 開催日時及び場所 | 令和3年 5月31日(月) 午後1時30分～3時40分 能登町役場3階 302会議室 | |
| 出席委員 | <p>【職務代理】 芦田 正良(公平委員) 出席 鍛冶 武司(監査委員) 出席</p> <p>【委員長】 角 弘子(公平委員) 出席 橘 重克(公平委員) 出席 山根 敏秀(税理士) 出席</p> <p>(※敬称略 五十音順)</p> <p>注) (役職名) については、委員委嘱時における役職を表記。</p> | |
| 次第 | <p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>(2) 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>(3) 審議対象工事の審議</p> <p>(4) その他</p> <p>4 閉 会</p> | |
| 審議対象期間 | 令和2年度(下半期) 【令和2年10月1日～令和3年3月31日】 | |
| 抽出工事 | 5件 (予定価格が130万円超の建設工事105件 (一般6件、指名86件、随契13件)のうち) | |
| | 一般競争入札 | 1件 ・令和2年度 道路メンテナンス事業 町道1級鴨川上長尾1号線(孫三橋) A2橋台撤去新設工事 |
| | 指名競争入札 | 3件 ・令和2年度 災害復旧事業 4630-2001・2002 農地・排水路災害復旧工事 ・令和2年度 旧当目小学校 プール施設解体工事 ・令和2年度 農業集落排水事業(機能強化) 不動寺地区 機械設備工事 |
| | 随意契約 | 1件 ・令和2年度 能登町立小学校 ネットワーク整備工事(追加分) |

| | |
|-----------------------|--------------|
| 委員からの質問及びそれらに対する町の回答等 | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申内容 | <u>具申なし。</u> |

別紙

| 内容・質問・意見 | 回 答 |
|---|--|
| <p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>○令和2年11月以降における入札契約制度の改正について報告</p> <p>○談合情報の内容や町の対応状況について報告</p> <p>・コロナ禍で、数多く入札が行われているが、令和2年度の下半期において、入札等の運用で変更したことはあるか？</p> <p>・建設工事指名競争入札参加者等選定要綱で指名審査委員会は必要に応じて開催するとなっているが、その開催状況は？</p> <p>(2) 審議対象工事の抽出結果について</p> | <p>・審議対象工事の抽出方法の変更について、電子入札の導入について、契約約款の改正について、指名審査委員長の変更について報告</p> <p>・該当事案が無かったことを報告</p> <p>・令和2年度下半期については、特にありませんが、昨年4月から新型コロナウイルス感染症対策のため、入札会場を1階の研修室から大集会場に移動している。</p> <p>・入札は定期的に毎月2回開催しており、それに伴い、指名業者の選定や入札公告の内容の審議が必要となるので、指名審査委員会も定期的に毎月2回開催している。</p> <p>・能登町入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、抽出委員が審議対象工事の抽出結果を報告した。(抽出委員が令和3年5月12日に能登町役場302会議室において、入札方式別に「くじ引き」により抽出)</p> |

| 質問・意見 | 回答 |
|--|---|
| <p>(3) 審議対象工事の審議</p> <p><一般競争入札分></p> <p>「令和2年度 道路メンテナンス事業 町道1級鴨川上長尾1号線(孫三橋) A2橋台撤去新設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たす事業者が7者あったのに、2者しか来なかった理由は分かるか？ ・入札結果に記載されている「事後審査型につき未審査」とはどういうことか？ <p><指名競争入札分></p> <p>「令和2年度 災害復旧事業 4630-2001・2002 農地・排水路災害復旧工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5者の指名であったのはなぜか？ ・入札参加有資格者の中に施工場所から近い大箱地内が所在地である事業者が1者いるが、指名されていないのはなぜか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・理由については、分かりかねます。 ・一般競争入札事後審査型は開札時には落札者を決定せず落札候補者に留め、入札後に落札候補者のみ資格審査を行い適格であれば落札者となる。適格でなければ次順位の者を資格審査するが、当該入札では、落札候補者を資格審査したところ適格だったので、その他の入札参加者についての資格を審査しなかった。 ・指名を5者以上とすることは財務規則により規定されています。 ・その業者の代表者と、当該工事に指名されている業者の代表者とが親子関係であることから、入札の公平性を確保するため、同時には指名しないこととしている。 |

| | |
|---|---|
| <p>「令和2年度 旧当目小学校 プール施設解体工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果の備考欄に記載されている「欠席」とはどういうことか？ ・入札に欠席した場合にペナルティはあるのか？ ・電子入札になると入札日にパソコンの不具合で応札できず欠席となることもあるのではないか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・辞退届の提出をせずに、入札執行日に入札会場に来なかった場合は欠席となります。 ・次回の指名時において、指名から外して運用している。 ・電子入札では、開札日の前々日の午前9時から前日の午後3時までを入札書受付期間といたしますので、この期間中に応札することとなります。この間に不具合が生じた場合などは、紙入札承諾願を提出していただき、町の承諾を得て紙入札へ移行となりますので、この様な場合は欠席扱いとはならないです。 |
| <p>「令和2年度 農業集落排水事業（機能強化） 不動寺地区 機械設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果の備考欄に記載されている「無効」とはどういうことか？ ・この工事を施工できそうな町外業者は数多くいると思われるが、その中で指名された町外業者6者はどのような理由で選ばれたのか？（指名業者7者中6者が町外業者） | <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が代理人出席であったため委任状の提出が必要となるのですが、委任状の提出が無かったため無効としました。 ・当該案件の工種である機械器具設置工事を能登町に対して資格審査申請している業者は八十数者ございます。 当該案件については、工事所管課から指名する業者の案が提出されており、その業者について、町における契約実績等を確認し、指名審査委員会に諮り選定した。 |

| | |
|--|--|
| <p>・この工事についてではないのですが、工事の現場によっては変更契約により、当初の契約金額と最終的に支払われる金額に大きな差が出てくることもあるが、こういったことはよくあるのか？</p> <p><随意契約分> 「令和2年度 能登町立小学校 ネットワーク整備工事（追加分）」</p> <p>・本工事（追加分となった元の工事）の落札者が3者いるとはどういうことか？</p> <p>・この説明書の様式では他の2者の見積金額が分からないので、契約相手の金額が適切なのか判断できない。</p> <p>・本工事においては、それぞれの学校ごとに工事の単価に違いはあったか？</p> | <p>・着工後に設計当初では把握できなかったことが発生し、それを理由に設計を変更し、変更契約を締結することはありますが、入札執行した工事の中で、変更契約がされて請負金額が増額された工事がどの程度あるかは把握しておりません。</p> <p>・本工事の入札は、町内の小中学校9校をまとめた発注ではなく、学校ごとに工事を発注したため、落札した業者が3者となった。随意契約の工事についても仕様が同様でしたので、どの業者が落札しても施工することができるので、この3者を選定し、見積を徴収した。</p> <p>・様式の中で落札結果が抜けておりました。今後は契約相手以外の金額も入力できる様式に修正します。 (説明者の教育委員会事務局が工事簿冊を提示し、落札者以外の2者の金額を読み上げ確認した。)</p> <p>・設置する機器の台数に違いはあるが、単価について違いはなかった。</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回審議対象工事に係る抽出委員の決定について ・次回（第2回）入札監視委員会の開催予定について ・入札監視委員会の設置要綱上にある審議内容が、議事次第や委員会の開催案内文に記載されていないので、審議しているか見えない。開催案内文及び次第に議案として明記すべきでは？ | <ul style="list-style-type: none"> ・能登町入札監視委員会設置要綱第6条に規定する次回審議対象工事に係る抽出委員は、能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領第3条第2項の規定により、橋委員に決定する。 ・令和3年11月中旬～下旬に開催予定とすることを決定する。また、具体的な日程調整は、10月早々とする。 ・次回から議事次第及び案内文にそのように記載する。 |
|--|---|